北海道告示第 11132 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和5年1月4日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和4年8月31日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ツルハドラッグ苫小牧日吉町店 苫小牧市日吉町1丁目7-6 ほか

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 菅沼 正明 東京都港区港南2丁目15番3号
- (3)変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 安中 正弘 東京都港区港南2丁目15番3号

(変更後) NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 菅沼 正明 東京都港区港南2丁目15番3号

- (4)変更の年月日令和4年6月28日
- (5)変更する理由代表者変更のため
- 2 届出年月日令和4年8月3日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和4年8月31日(水)から令和5年1月4日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで